

## 平成23年第3回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成23年1月分）
  - 2) 平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 2) 平成23年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明  
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第 6 陳情第 2号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書
- 第 7 陳情第 3号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情  
議案上程（説明）
- 第 8 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第 9 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 第10 報告第 3号 専決処分事項の報告について
- 第11 議案第 3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第12 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第13 議案第 5号 町道の認定について
- 第14 議案第 6号 町道の廃止について
- 第15 議案第 7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第16 議案第 8号 美郷町ペット霊園の設置等に関する条例の制定について
- 第17 議案第 9号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第10号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について

- 第 19 議案第 11 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 20 議案第 12 号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 21 議案第 13 号 美郷町特別会計条例の一部改正について
- 第 22 議案第 14 号 美郷町立学校設置条例の一部改正について
- 第 23 議案第 15 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 24 議案第 16 号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第 25 議案第 17 号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 26 議案第 18 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 27 議案第 19 号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 28 議案第 20 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 29 議案第 21 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 30 議案第 22 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 31 議案第 23 号 平成 22 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号
- 第 32 議案第 24 号 平成 22 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 33 議案第 25 号 平成 22 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 2 号
- 第 34 議案第 26 号 平成 22 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 35 議案第 27 号 平成 22 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 36 議案第 28 号 平成 22 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 37 議案第 29 号 平成 22 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 事務局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋 潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番、深沢義一君、1番、中村美智男君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月15日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

2月24日招集告示された平成23年第3回美郷町議会定例会に当たり、2月24日に議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日3月3日から3月15日までの13日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日3日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明があり、陳情の審査を常任委員会に付託する予定です。その後、報告第1号 専決処分事項の報告についてから、議案第29号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月4日金曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第30号 平成23年度美郷町一般会計予算から議案第35号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月7日月曜日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。今回の質問者は3名です。

3月8日火曜日は午前10時から本会議を再開し、3日に説明のありました議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてから議案第29号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

3月9日水曜日は午前10時から本会議を再開し、4日に説明のありました議案第30号 平成23年度美郷町一般会計予算から議案第35号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの全体質疑を行い、平成23年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

3月10日木曜日は本会議を休会し、教育民生常任委員会を開催し、付託されました平成23年度予算審査及び陳情の審査を行う予定です。

3月11日金曜日は本会議を休会し、総務常任委員会を開催し、付託されました平成23年度予算審査を行う予定です。

3月14日月曜日は本会議を休会し、産業建設常任委員会を開催し、付託されました平成23年度予算審査を行う予定です。

3月15日火曜日は午前10時より本会議を再開し、付託されました平成23年度予算審査の委員長報告、議案第30号 平成23年度美郷町一般会計予算から議案第35号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの質疑、討論、表決を行う予定です。その後、陳情の審査結果についての委員長報告を行い、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成23年1月分の報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

3として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成23年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

#### ◎町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第3回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は、「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、第15回おおた工業フェアが2月3日から3日間、東京都大田区で開催され、美郷町企業連携協議会のブースには約100社が来場し、12件の商談があり、1件が成約となりました。今後ともモノづくりの先進地である大田区の企業との連携を深めることで、町内経済の活性化や技術の向上が促進されることを期待しております。

昨年之美郷町農産加工チャンピオン大会で最優秀賞を受賞した「まひるの恵」については、専門家等から指導を受け、商品の味の確定作業を進めております。2月13日には町内のスーパーで試験販売のほか、試食やアンケート調査を実施したところ、多くのお客様よりご好評をいただき、今後の販売に向けての弾みとなっております。

二つ目は、「子ども育成プロジェクト」についてですが、食育事業については、食育アンケート調査の結果を保護者に公表するとともに、各認定こども園で食育教室の開催や保護者等への啓発に努めております。今後、2回目のアンケートを取りまとめ、園児と保護者の食生活習慣について再度現状を確認し、事業効果を測定することとしております。

芸術と文化に触れる体験事業については、各認定こども園で和太鼓演奏、人形劇や音楽鑑賞、茶道体験などを実施しております。

三つ目は、「水環境保全プロジェクト」についてですが、昨年度から調査を開始し、現在126カ所を確認しております町内の清水について、観察可能な34カ所を選定した「清水の郷（さと）探索マップ」をこのたび作成いたしました。今後、このマップを活用して清水の保全意識の高揚等を図ってまいります。

四つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、茨城県かすみがうら市の志築（しづく）小学校の4年生児童24人及び引率者8人が2月3日から3日間、本町を訪れ、千屋小学校の雪祭り行事等で交流しております。

うりこめ美郷応援事業については、今後の米の取扱数量を決める時期に合わせ、町と秋田おぼこ農業協同組合の職員が2月9日、10日の両日、大田区の米穀店を訪問し、美郷米の販促活動を行っております。

また、22年産の新米から新たに、阪急百貨店を中心に62店舗で営業展開しております関西の株式会社阪食（はんしょく）が美郷米を取り扱うこととなりました。これを受けて、私は秋田おぼこ農業協同組合の職員とともに2月19日、同社を訪れ、美郷米の取り扱いへの感謝を申し述べ、今後の販売等について協議してまいりました。

五つ目は、「安全・安心プロジェクト」についてですが、わくわく園施設整備計画作成調査業務については、2月下旬に委託業務が完了しており、報告内容は今度の計画策定に活用してまいります。

次に、豪雪関係についてですが、町内6カ所の観測地点の最大平均積雪量は、2月1日午前8時30分時点の193センチメートルで、平成18年豪雪の159.2センチメートルを大きく上回る積雪と

なりましたが、その後は降雪、積雪とも落ち着いており、豪雪対策本部を2月28日午後5時、豪雪警戒部に切りかえて対応しております。

除雪については、早朝一斉除雪の出動回数が、11月が1回、12月が3回、1月が22回、2月は4回の計30回で、例年より3回の増となっております。今冬は特に家屋等の倒壊や倒木などが多発したことから、町では除排雪経費の増額や除雪車両の運転員の増員、除排雪機械の確保等により体制強化を図り、幹線道路や生活道路の除排雪に万全を期し、住民生活への影響を最小限にとどめたところです。

なお、2月の被害状況については、雪下ろし中の転落など人身被害1件、作業小屋等の倒壊など建物被害2件、農業用ビニールハウスの倒壊など8棟、公共施設については、湯とびあ雁の里温泉のモニュメント損傷など9件が報告されております。

また、豪雪に対する支援金として、株式会社北都銀行七星会様並びに株式会社秋田銀行役職員一同様から、合わせて35万円の寄附を受けており、御厚意に厚く御礼を申し上げます。

次に、学校再編に伴う空き施設等の活用検討については、議会との意見交換、住民検討委員会からの答申やパブリックコメント等を踏まえ、本年1月に定めた活用方針をもとに、現在、住民検討委員会で具体の活用計画を検討中であり、年度内の答申に向けて協議を進めております。

次に、学校再編について、千畑地区及び仙南地区の統合小学校の学校名等については、両統合小学校開校準備委員会から2月17日に答申があり、同日教育委員会で内容を検討した結果、学校名はそれぞれ「千畑小学校」「仙南小学校」と決定し、今定例会に関係条例を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、校章と校歌については、両準備委員会からの答申どおり新しく制定することとし、来年度中に公募したいと考えております。

平成24年度に開校する「美郷中学校」関係では、校章について、昨年12月1日から本年1月17日にかけて公募した結果、町内小中学校の児童生徒や地域住民などから合わせて598点の応募がありました。

選考は町内の中学校関係者及び町内在住のデザイナーを選考委員に、2月2日、応募作品の中から10点ほどに絞った上で、第2次選考を2月14日、美郷大使でもある絵本作家の永田 萌氏にも加わっていただき行っております。現在、選定された作品の補正を行っており、その後、類似デザインの商標登録の有無を確認して、3月末を目途に決定する予定です。

統合中学校の新1年生から着用する制服については、新しい学校にふさわしく男女共通のブレ

ザーとすることを開校準備委員会総務部会で決定した後、小学校高学年の保護者も加えて設置した制服検討委員会で1月15日、町内に実績のある制服業者3社によるプレゼンテーションを行い、その採点結果を踏まえて、2月14日に開催された開校準備委員会で業者を決定しております。今後はデザインや付属品などについて細部の検討をした後、来年度の夏休み前を目途に決定する予定です。

来年度までの2カ年事業として進めております統合中学校校舎増築事業について、2月末現在の工事進捗率は67%となっており、予定どおり工事が進められております。

次に、美郷町教育委員会事務局の組織改編を本年4月1日付で行い、これまでの学務課、社会教育課、幼児教育課の3課6班体制を、教育総務課、教育施設課、生涯学習課の3課8班体制といたします。これに伴い、本庁舎2階の現学務課及び農業委員会事務局の事務室に、教育総務課及び教育施設課を配置するとともに、農業委員会事務局を本庁舎1階の現商工観光交流課事務室に、商工観光交流課を第2庁舎2階の現幼児教育課事務室にそれぞれ配置がえを行います。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに総務課関係ですが、町と若い世代との意見交換を、六郷小学校で昨年11月14日、わくわく園で2月18日、授業参観及び保育参観時に保護者を対象に開催し、合わせて143人からご参加いただき、貴重なご意見をいただいております。

企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄附金については、今年度21件、190万5,500円の寄附を受けており、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを今定例会の補正予算に計上いたしました。

住民生活課関係ですが、本町と大仙市地域のし尿汲み取り料金は、平成10年4月から180リットル当たり1,365円とされておりますが、本年10月1日から、180リットル当たり1,600円の新料金が適用されることになりました。

料金改定に当たっては、大仙美郷業者会から平成21年10月16日付で料金の据え置きが10年以上であること、現行料金では事業経営が厳しいことなどの理由で、180リットル当たり2,218円に改定する要望書の提出を受けて、住民代表、業者代表、行政担当者による検討委員会を昨年5月31日に立ち上げ、協議を重ねてきた経緯があります。なお、業者各位には、今後もなお一層の経営努力とサービスの充実に努めていただくよう要請したところです。

農政課関係ですが、平成23年産米の生産数量目標については、昨年12月27日付で県から町に対して、米の生産数量目標2万1,806トン、面積換算では3,733.90ヘクタールの通知があり、昨年よ

り1,157トン、204.87ヘクタール少なくなっております。

町では、美郷町水田農業推進協議会を1月21日に開催し、基準単収を584キログラムとし、生産数量目標の配分率62.90%、転作率37.10%で全町一律配分と決定し、農業協同組合などの方針作成者より飯米農家を含むすべての農家に2月上旬に通知しております。

来年度の転作助成金については、同協議会で2月22日、作物別の交付単価を協議し、今定例会終了後の3月17日には、各種助成金の内容を含め、来年度の農業施策全般に関する地区説明会を開催し、農家等への周知を図ってまいります。

集落営農組織や農業法人などの担い手支援活動については、千畑地区で1月26日、仙南地区で同27日、六郷地区で同28日、税理士による農業簿記研修会を開催しております。また、担い手アクションサポートチームによる相談窓口など、指導支援活動に努めております。

美郷町若手農業者の集いが1月29日に開催され、現在農業に携わっている若手農業者など30人が出席し、自分の夢や20年後の姿について語り合い、町の将来についても意見交換するなど盛会裏に終了いたしました。今後も継続的に開催できるよう支援してまいります。

農地・水・環境保全向上対策事業については、共同活動交付金の支払事務を昨年12月14日までにすべて終了しております。

また、活動報告や経理等について事務指導を2月4日から実施しており、地域協定最終年度である平成23年度事業に向けて、活動が円滑に行われるよう支援しております。

仙台市の東北農政局内に設置されている消費者展示コーナーで3月1日から同31日まで、美郷米や漬け物類、お酒、ニテコサイダー、美郷まんまなど、本町の農産加工品等を展示・紹介しております。

商工観光交流課関係ですが、経済産業省大臣官房審議官を初め、秋田県、大阪府、島根県、三重県の自治体や企業関係者による「キーパーソン会議in 秋田」が1月17日、18日の両日、本町で開催され、町内企業の視察や地域活性化の方策を探る検討会が行われました。

会議では、遠隔地の企業連携や製品の販路拡大方策などについて活発な意見交換が行われており、これを契機に企業連携が促進されることを期待しております。

企業誘致関連について、県と県内市町村等27団体で構成する秋田県企業誘致推進協議会が1月26日、「あきたリッチセミナー in O S A K A」を大阪市で開催し、関西圏の企業等52団体の参加がありました。セミナーでは、町は町所有の空き工場への進出を中心に説明し、企業立地を強力にPRしてきたところです。

雇用対策について、厳しい雇用情勢を受け、管内の就職者を少しでもふやそうと、ハローワークや県、市町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議で2月2日、合同面接会を開催いたしました。会場には参加企業38社、127人の求職者が訪れ、各社担当者の説明を熱心に聞き入っております。この面接会で町内企業でも採用を内定しておりますが、関係団体が連携を強化し、各企業等へ働きかけを強化するなど、引き続き雇用確保に努めてまいります。

建設課関係ですが、千畑東部簡易水道の善知鳥地区で1月30日早朝、断水が発生しましたが、2月3日に復旧しております。原因は、当初、湯竹・大畑地区への送水による水圧低下としておりましたが、同地区の配水場付近で漏水の疑いがあり、管路や仕切弁の確認作業を進めておりますが、大雪のため漏水の箇所が特定できない状況にあります。現在、揚水ポンプの稼働や住民の節水強力により断水には至っておりませんが、今後、雪消えを待って早急に漏水箇所を特定し、復旧に努めてまいります。

昨年12月以降の工事発注状況については、改良舗装工事として上向野3号線など5路線、舗装補修工事として寺田線1路線、防災対策、看板設置及び河川浚渫工事各1件を6,107万8,000円で発注しております。

業務委託関係では、竹原・内村線C B R試験など2件を112万3,000円で発注しております。農業集落排水関係では、一丈木地区終末処理場の設備工事1件を2,236万5,000円で発注しております。下水道関係では、修繕工事1件を236万2,000円で発注しております。

学務課関係ですが、インフルエンザの流行状況について、金沢小学校の1年生が1月27日と28日の2日間、仙南東小学校の4年生が2月22日から24日までの3日間、集団発生による学年閉鎖の措置を取っております。中学校ではこれから受験の時期を迎えますので、各学校に対し、今後とも手洗いやうがい等の予防措置を徹底してまいります。

北学校給食センターに2基あるボイラーのうち、建設当初に設置したボイラーから水漏れしているとの連絡が2月24日午後4時ごろ同センターからあり、メンテナンス業者の調査の結果、ボイラー内の管に穴が開き漏れ出したもので、修理不可能とのことでありました。

町では、学校給食への影響を最小限にとどめるため、ボイラーの交換は予備費で対応し、随意契約で発注することで、春休み中の施工予定となっておりますのでご理解をお願いいたします。

なお、給食センター業務への影響ですが、昨年の食缶給食移行に伴い増設した食器洗浄機用ボイラーにより調理については可能であり、食器や食缶の洗浄についてはボイラーの能力不足から、洗浄機の給湯温度を下げざるを得ないため、手作業に時間をかけるほか、保管庫での殺菌はボイ

ラーを使用する時間をずらすことで対応しております。

社会教育課関係ですが、町総合計画に基づく第2次美郷町社会教育中期推進計画が1月19日に策定されました。本計画は、生涯学び続ける町を目指すもので、社会教育委員を初め生涯学習奨励員、文化財保護審議委員、体育指導委員、PTA役員など25人の策定委員が住民アンケートをもとに社会教育全般にわたる現状と課題を討議し、各種施策と具体的目標が提示されています。

秋田県美術展覧会第8回仙北地域展を1月22日から3月13日までの予定で学友館で開催しており、日本画や洋画、工芸、写真等6部門、129点を展示し、町内外から多くの方が訪れております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号から議案第3号「専決処分事項の報告について」ですが、落雪による車両破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。失礼いたしました。ただいま議案第3号と申し上げましたが、報告第1号から報告第3号の誤りであります。

次に、議案第3号「秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について」ですが、北秋田市上小阿仁村病院組合が本年3月31日に解散することに伴い、お諮りするものです。

議案第4号「大曲仙北広域市町村圏組合理約の一部変更について」ですが、総務事務次官通達により、平成21年3月末日をもって廃止されている広域行政圏計画の策定等について、現計画の最終年度である今年度末でその規定を削除することなどについてお諮りするものです。

議案第5号「町道の認定について」、議案第6号「町道の廃止について」ですが、町道の改良に伴い、お諮りするものです。

議案第7号「美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ですが、同計画の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第8号「美郷町ペット霊園の設置等に関する条例の制定について」ですが、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるよう、新たに同条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第9号「美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ですが、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、関係規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について」ですが、基金の額を減額することについてお諮りするものです。

議案第11号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、町税の減免に係る規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号「美郷町手数料条例の一部改正について」ですが、県からの権限移譲に伴い、関係手数料を徴収したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町特別会計条例の一部改正について」ですが、老人保健特別会計の廃止に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第14号「美郷町立学校設置条例の一部改正について」ですが、統合する千畑地区及び仙南地区小学校の校名決定に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、大会規定料金が設定されている場合の宿泊利用料金の規定等を改正したく、お諮りするものです。

議案第16号「美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について」ですが、申請様式の追加及び公園施設の使用時間を改正したく、お諮りするものです。

議案第17号「美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ですが、燃やせるごみの指定ごみ袋に20リットルサイズを追加したく、お諮りするものです。

議案第18号「美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について」ですが、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正等に伴い、関係規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第19号「美郷町特定地区公園条例の一部改正について」ですが、公園施設の使用時間を改正したく、お諮りするものです。

議案第20号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について」、議案第21号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」、議案第22号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより、各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第23号「平成22年度美郷町一般会計補正予算第10号」についてですが、国の補正予算に係る地域活性化交付金事業に要する経費の追加、機構改革に伴う工事費等の追加、子ども手当システムの改修に要する経費の追加、担い手育成基盤整備事業費負担金の増額、除排雪に要する経費の増額、公共施設整備基金積立金の増額などに伴う歳入歳出予算の増額に加え、事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の増減について、お諮りするものです。

議案第24号「平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」、議案第25号「平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第2号」、議案第26号「平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」、議案第27号「平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号」、議案第28号「平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」及び議案第29号「平成22

年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の増減について、お諮りするものです。

なお、議案第30号から議案第35号までの平成23年度「一般会計予算」及び「各特別会計予算」については、「平成23年度施政方針」で詳細を申し述べますのでご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集のあいさつといたします。

引き続き、平成23年度「一般会計予算案」及び「各特別会計予算案」を提案し、ご審議をお願いするに当たり、施策の基本的な方針や主な取り組みをご説明申し上げ、町民各位並びに議員各位のご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

美郷町が誕生し、早くも7年目を迎えました。私はこれまで一貫して「融和と前進」を基本としながら、美郷町総合計画に基づき、地域間交流の促進や地販地消活動の推進、水環境保全活動の展開や公共施設の再編など各般にわたって取り組みを重ね、一体感の醸成並びに行政課題の解決に持てる力を注いでまいりました。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただいております。まずもって感謝を申し上げます。

一方、行政環境は、価値観の多様化や経済の長期低迷、政権交代による施策転換などのため複雑化している状況です。こうした環境に適切に対応するとともに、将来にわたる発展を期すためには、引き続きできる限り将来を見通しながら、今行うべき取り組みに勇気と決意をもって臨み、着実に、堅実に施策を展開していくことが肝要と考えております。

そのため、美郷町総合計画後期基本計画2年目の平成23年度は、背負っている喫緊の課題に鋭意取り組むとともに、引き続き「まちづくり戦略プロジェクト」を中心として総合的に施策展開してまいります。

とりわけ学校再編による空き校舎施設の活用については、住民検討委員会の答申を踏まえながら早期に活用計画を策定するほか、公共施設再編計画もその活用計画を踏まえて見直しを行ってまいります。また、老朽化した六郷幼稚園・保育園については、設計に着手し、その具体化を図るほか、統合中学校美郷中学校の開校についても万全の準備に努めてまいります。さらに、経営自立化に向けた温泉施設の運営一元化についても着手してまいります。

また、学官連携による幅広い施策展開を期し、国立大学法人秋田大学と連携協定を結び、地域

資源である「水」をテーマにした各般の取り組みを総合的に展開してまいります。

一方、こうした取り組みを支える財政状況については、平成21年度決算における財政指標では、経常収支比率が前年度89.2%から88.1%に、実質公債費比率が18.3%から16.3%に改善されているものの、国に依存した厳しい財政構造であるため、今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、行財政改革に向けた取り組みも推進してまいります。

続いて、平成23年度予算編成方針と予算の概要についてですが、平成23年度一般会計予算は、111億3,791万1,000円で、平成22年度に比較し2.1%の増となりました。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、滞納整理対策の強化による公平かつ適切な課税と収納を見込んでいるほか、地方交付税については、国の地方財政計画による伸びや国勢調査における人口減による影響などに配慮しております。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業内容により選択するとともに、後年度負担を考慮し、起債発行額が起債の償還元金を上回らないようにしているほか、繰入金については、財政調整基金からの繰り入れを最小限にとどめるとともに、振興基金から取り崩し可能な額を繰り入れし、後年度のさまざまな財政需要に備えて公共施設整備基金に積み立てることとしております。

続いて、歳出について申し上げます。

総意工夫を図りながら事務事業の見直しを進めるなど、徹底した経費の抑制や財源の重点配分を行い、メリハリのある予算編成に努めました。経常的経費については、必要最小限で最大の効果が得ることができるよう、きめ細かな予算配分とし、政策的経費については、重点項目を設定して積極的に財源を振り向けております。また、町単独事業については、できる限り国の補正予算により新たに創設された「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」を充てることとし、3月補正予算案に2億7,019万7,000円を計上しており、この補正予算と平成23年度予算を合わせた114億810万8,000円を一体的に執行することにより、地域経済の活性化や将来の展望につなげてまいります。

特別会計については、国、県の制度改正による情報を的確に踏まえつつ、受益者負担の原則にのっとり適正に計上しております。

各特別会計の予算は、国民健康保険特別会計が26億8,262万8,000円で、平成22年度と比較し0.01%の微増、簡易水道事業特別会計は3億6,188万円で4.3%の減、下水道事業特別会計は1億

7,607万円で1.7%の増、農業集落排水事業特別会計は1億8,385万6,000円で12.6%の減、後期高齢者医療特別会計は1億7,296万円で9.3%の減となりました。

次に、平成23年度の「まちづくり戦略プロジェクト」に関する主な取り組みをご説明いたします。

一つ目は、「農商工連携（地販地消）プロジェクト」です。農業と商業の連携強化を目的に、農産加工チャンピオン大会による漬物「まひるの恵」の掘り出しや、民間による酒粕や梅を利用した商品開発などを実施してまいりましたが、こうした商品のブラッシュアップや販売・生産体制強化に新たに支援策を講ずるほか、地販地消推進会議や地域間交流会の活動支援を通じ、既存特産品等にあわせて町内外への売り込みを推進してまいります。また、農産物直売組織等と町内企業の連携のもと、安全安心な農産物を企業従業員に出前販売できる仕組みづくりに新たに組み込んでまいります。

また、商業と工業の連携強化を目的に、新たに起業支援室入居者に対し家賃の一部補助を実施するほか、町内の空き店舗利用の企業に対して、新たに創業支援一時金の交付などを行います。さらに、地域内商品の促進を目的に、消費者ニーズの把握と地販地消の意義を啓蒙するアンケートを継続するとともに、地販地消の取り組み状況や美郷の自然、祭りなどの映像を盛り込んだプロモーションビデオを制作してまいります。

二つ目は、「子ども育成プロジェクト」です。

確かな学力を身に着けた子どもの育成を目的に、3カ年にわたる学力向上実践研究推進事業を実施してまいりましたが、その研究成果を各小中学校で共有し活用するとともに、全国学力状況調査などの結果に基づいた子どもの個性に合わせた教育を実践してまいります。

また、個性と創造力を持つ子どもの育成を目的に、実験・体験型のサイエンスショーなどを実施してまいりましたが、引き続き科学的なものの考え方をはぐくむ機会を設けるほか、創造性を豊かにする演劇鑑賞会や学友館の特別展開催など、本物に触れる機会を提供してまいります。

さらに、子どもの心と体の健全な育成を目的に、食育教育の推進による肥満傾向児出現率の低減を図ってまいりましたが、引き続き親子料理教室や「みさとっ子元気クリニック」の開催などにより、保護者への啓蒙を図るとともに、運動習慣を身につけさせる教育現場での取り組みやスポーツ少年団の活動を支援してまいります。

三つ目は、「水環境保全プロジェクト」です。

水資源の保全と保護を目的に、水環境保全条例を踏まえながら、水辺清掃ボランティア活動や

植樹活動を継続するほか、湧水群や河川等の水質検査を実施してまいります。また、不法投棄については、未然防止看板の設置などによる防止対策を引き続き講じてまいります。

また、水環境学習機会の創出と提供を目的に、引き続き水環境マイスター養成講座の開催や、茨城県つくば市との水環境交流学习を実施いたします。

また、水とのふれあいの場の提供を目的に、水辺を歩こう事業などのイベントを継続するほか、新たに天神堂清水川の遊歩道等を整備いたします。また、7月1日、2日の両日にわたり開催する「全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会」並びに「名水サミット in 美郷」においては、「水と森を大切にする」美郷町のイメージを全国に発信してまいります。

四つ目は、「交流促進プロジェクト」です。

地域資源の情報発信と交流のきっかけづくりを目的に、町の特産品カタログを引き続き作成するほか、安全・安心な美郷米や炭酸飲料などの特産品、農産加工品について各種イベントでPRしてまいります。

また、新たに東京都大田区の消費者を対象に、美郷町都市農村交流推進協議会と連携して農作業体験ツアーを実施してまいります。

また、学習交流の推進を目的に、友好都市である大田区やつくば市などとの交流のほか、千屋小と御田小との児童相互訪問交流を引き続き支援してまいります。

さらに、友好交流の推進を目的に、友好交流コンサートを開催してまいりましたが、大田区で活動する演奏家と町内演奏家との共演のほか、あわせて若手演奏家に演奏場所を提供してまいります。

五つ目は、「安全・安心プロジェクト」です。

暮らしの安全・安心を目的に、災害時や緊急時に備えた体制づくりのため、防災行政無線の子局39基の整備や、生活用品や食料品の計画的な備蓄、自主防災組織の活動支援を継続するほか、平成23年5月31日までに設置が義務づけられている一般住宅の火災警報器設置や個人住宅の耐震診断、耐震補強工事に要する費用の一部補助を継続するとともに、既に520名ほどの方が活用している緊急情報キッド「みさと安心パック」について、家庭状況を把握しながら引き続き設置に努めてまいります。

また、子どもの安全・安心を目的に、引き続き各認定こども園への専任看護師の配置や、病児・病後児保育利用に対する支援を講じてまいります。また、不審者情報などを保護者に伝える「安全・安心メールシステム」を新たに構築するとともに、放課後児童健全育成事業の対象年齢

の拡大に向けた六郷小学校の空き教室の整備などを実施してまいります。

さらに、社会資本の安全・安心を目的に、安全な歩行空間を確保するため、歩道整備や道路安全施設の整備に取り組むほか、橋梁の長寿命化計画を策定してまいります。

次に、まちづくり戦略プロジェクト以外の取り組みについて、総合計画の区分に沿ってご説明いたします。

初めに、「第1章 快適なまちをめざして」についてご説明いたします。

道路・交通体系の整備充実ですが、町内の地域交流を促進するため、幹線道路である竹原・内村線の新規整備や幹線道路へのアクセス道路である畑屋高野・鑓田馬町線を整備するほか、生活圈道路5路線の整備と既設道路11路線の舗装補修工事を実施してまいります。

また、道路除排雪の適切な実施を推進するため、除雪トラック1台を更新するとともに、除雪路線の見直しを実施してまいります。

上下水道の整備充実ですが、六郷東部地区簡易水道事業については、配水管敷設工事1,634メートルと消火栓8基を整備するほか、大坂地区と千畑中央地区の統合を進めるため、給水区域変更に関する調査を実施するとともに、簡易水道未普及地域についてのアンケート調査結果に基づいた将来の整備計画を検討してまいります。

また、下水道接続に要する費用の一部補助を引き続き実施するほか、簡易水道や公共下水道、農業集落排水への加入率向上に取り組んでまいります。

また、これらの施設使用料金制度のあり方等について検討委員会を設置し、負担の公平性に向けた方向性を検討してまいります。

快適な住環境の整備ですが、新たに経済対策として県事業と連携した住宅リフォームに要する費用の一部補助を実施するほか、町営住宅については、公営住宅整備計画に基づき適切な維持管理を図ってまいります。

また、定住希望者を支援するため、町内の空き家・空き地情報の提供や、定住促進奨励金の交付などを継続してまいります。

次に、「第2章 自然にやさしいまちをめざして」についてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、温室効果ガスの排出を抑制し、環境負荷の軽減を図るため、六郷中央地区の街路灯・防犯灯180基の灯具を省エネタイプに交換するほか、エコ住宅化への支援として、太陽光発電システムの設置に要する費用の一部補助を継続してまいります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、ごみの再資源化率向上を図るため、地域間差異のあった

資源ごみ収集を統一方式で実施するほか、新たに資源ごみの集団回収に取り組む行政区に支援策を講じてまいります。

また、ごみの排出量を抑制するため、新たに生ごみコンポスト容器の購入費用の一部補助を実施するほか、現在町内3カ所にある古紙集積ステーションについては6カ所に拡充してまいります。

土地の計画的利用と保全ですが、土地を適正に管理するため地籍調査を実施いたします。平成23年度の千畑地区における0.95平方キロメートルの調査をもって現地調査は終了する予定となっております。

次に、「第3章 すこやかなまちをめざして」についてご説明いたします。

健康生活の推進ですが、自殺予防対策としてメンタルヘルスサポーターの養成とフォローアップ研修を開催するほか、「てとての会」が行う憩いの場づくり活動を引き続き支援してまいります。

また、病気の早期発見、早期治療による重症化防止のため、75歳以上の方を対象とした人間ドッグ費用の新たな補助制度を創設するとともに、特定健診に心電図検査を加えるなど検査項目の充実を図ってまいります。

予防接種の促進については、補助対象年齢を高校生まで拡大した子宮頸がんワクチン接種費用の全額補助や、ゼロ歳から4歳までの乳幼児を対象としたヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の全額補助を引き続き実施してまいります。

なお、健康づくりを支援するための環境を構築することを目的とする「健康みさと21」の後期計画を策定いたします。

地域福祉の推進ですが、町民が積極的にボランティア活動を行える環境をつくるため、地域福祉団体の活動を支援するとともに、住民活動センター「みさぼーと」と連携し、町民との協働による将来にわたって安心して暮らしていける地域福祉を推進してまいります。

また、福祉分野の職員の資質向上や専門課題への対処能力を向上させるため、住民サイドの福祉行政を進める会「福祉自治体ユニット」に加入いたします。

児童福祉の向上ですが、就学前の全乳幼児を対象とした福祉医療費など、町独自の子育て家庭への支援や、保護者の負担軽減を図るための一時保育や放課後児童クラブを引き続き実施してまいります。また、保護者の子育てに関する悩みの解消の場や、保護者同士の交流の場としての子育て支援センター事業の充実や、民生児童委員協議会などとの連携による相談支援体制の強化に努めてまいります。

また、昨年度策定した次世代育成支援行動計画「美郷わらしっこプラン」に基づき、子育て支援ネットワークの構築や情報交換の機会の拡充などに取り組むとともに、子育て支援に係る情報が集約された「わらしっこガイド」を改訂いたします。

高齢者福祉の向上ですが、認知症の方を地域で見守る認知症サポーターの養成を引き続き実施するほか、対象者が積極的に参加できるような介護予防事業を実施してまいります。

また、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援するほか、健康の保持や増進などを目的として、温泉利用料やはり・きゅう・マッサージ費用の一部補助を継続するとともに、在宅生活が困難な方については養護老人ホームへの入所措置などにより支援してまいります。

なお、改定時期が到来する高齢者福祉施策に係る「老人福祉計画」については見直しを実施いたします。

障害者福祉の向上ですが、障害のある方が地域で生活を送ることができるよう、また、施設入所中の方の地域生活移行を支援するため、町内外の福祉施設との連携を図るほか、相談体制や相談をすることができる機会の充実を図ってまいります。

なお、平成24年度に改定時期が到来する「障害福祉計画」についても見直しを実施いたします。次に、「第4章 心豊かなまちをめざして」についてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、認定こども園の多様な機能を一体的に提供するため、保育環境の改善などの維持管理と職員の資質向上に努めるほか、保護者の病気などによる一時的な保育事業にも引き続き対応してまいります。

学校教育の充実ですが、「学校再編計画」に従い、各開校準備委員会との連携のもと、円滑な開校に向けた取り組みを実施してまいります。特に統合中学校美郷中学校については、新たな校章、校歌の制定や校舎等の増改築工事、遠距離通学用スクールバスの購入など、24年4月の開校に万全を期してまいります。

また、現在、学校からの相談や保護者と学校のパイプ役として活動を担う教育アドバイザー1名を配置しておりますが、新たに学校教育についての情報収集や学力調査結果の有効活用を支援する役割を担う教育アドバイザー1名を増員するとともに、生活上の支援が必要な児童生徒の個性に合わせた教育を実践するため、引き続き生活支援員を配置してまいります。

社会教育の推進ですが、本年度策定した「第2次美郷町社会教育中期推進計画」に基づいた各種施策を実施してまいります。

地域のボランティアによる学校支援活動については、住民活動センター「みさぽーと」と連携

し、学校支援地域本部事業を継続してまいります。

また、生涯学習サークルの育成やリーダーを養成しながら、町民だれもが気軽に参加できるよう、ニーズに即した生涯学習講座を開設するほか、自衛隊コンサートや映画上映会など芸術文化に親しむ機会を提供してまいります。

スポーツの振興ですが、各種スポーツ団体等の育成や支援を実施するとともに、スポーツ活動による健康、体力づくりを促進するため、すべての町民が気軽に参加でき、通年でスポーツを楽しめるプログラムを提供してまいります。

また、8月8日から11日まで開催予定の全国高等学校総合体育大会自転車競技大会については、実行委員会における準備が進められておりますが、秋田わか杉国体で培われた町民各位との協働意識のもと、大会成功に向けて取り組んでまいります。

歴史と文化の保存と創造ですが、坂本東獄邸については、耐震診断や地盤調査において問題があったため、現在、詳細な調査を実施しているところです。調査結果を待って対処してまいります。

文化財保護事業ですが、平成22年度まで発掘された湯殿屋敷、谷地中遺跡の整理作業のほか、本堂城跡の発掘調査を継続してまいります。

次に、「第5章 人がふれあうまちをめざして」についてご説明いたします。

余暇、レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民の憩いの場である公園やレクリエーション施設の遊具などの安全点検を実施するほか、町内外の交流拡大と観光施設等の利用を促進するため、「美郷町サイン計画」を策定し、観光施設や各集落へ一体感のある誘導看板を設置してまいります。

ふれあい活動の推進ですが、地域コミュニティ活動を支援するため、行政区で行う特色ある地域づくり活動や地域の集会施設などの設備に要する費用の一部補助を引き続き実施してまいります。

観光の振興ですが、観光客の増加と滞在時間の延長を目指し、町全体を対象とした観光ルートや、町の魅力をふんだんに盛り込んだ観光マップを新たに作成するほか、各種団体の参画によるラベンダーまつりを実施してまいります。また、新品種として登録申請中の白色ラベンダー「美郷雪華」を町の観光資源としてPRするとともに、観光協会等が行う各種イベントにおいては、町内外の交流が拡大するよう支援してまいります。

人材育成と地域国際交流の推進ですが、町内若者の仲間づくりの契機となった成人式実行委員

による記念DVD制作を成人式で引き続き実施するとともに、中学生の国際感覚を醸成できる交流の場の提供や、他自治体との交流を実施してまいります。

次に、「第6章 活力あるまちをめざして」についてご説明いたします。

農林業の振興についてですが、本格スタートする「戸別所得補償対策」への加入促進を図るとともに、水稻栽培の省力化や経営の複合化を加速的に促進するため、新たに直播栽培の実証展示を行うほか、大豆団地・美郷ブランド品目への作付誘導を図る町独自の支援策を講じてまいります。

また、幅広担い手を確保・育成するため、農業関係機関や農業団体との連携を図りながら、集落営農組織や法人に対する経営指導や法人化に向けたきめ細かな支援を実施するほか、若手農業者同士による自主的な活動をサポートしてまいります。

基盤整備事業については、本堂城回地区ほか2地区について継続して支援するほか、旭川水系地区の幹線用水路整備と潟尻ダムの改修工事、石神ため池等の改修工事に対して支援してまいります。また、大豆や枝豆などの畑作物で増収効果があるモミガラ補助暗渠の整備を推進するため、新たに暗渠工事機械の導入に要する費用の一部補助を実施してまいります。

次に、畜産の振興ですが、地域の新たな家畜市場の開設を好機ととらえ、繁殖牛、肥育牛を初めとする優良牛の導入を促進するとともに、疾病予防対策を実施してまいります。

また、町堆肥センターについては、畜産環境の改善に加えて堆肥の有効活用を促し、循環型農業による美郷産農産物の付加価値向上に寄与してまいります。

次に、林業の振興ですが、年次計画による松くい虫防除対策を推進するとともに、森林整備活動支援交付金事業を活用し、森林の保全整備を実施してまいります。

工業の振興ですが、町所有の空き工場への企業誘致を早期に実現するため、秋田県企業誘致推進協議会及び町内企業と連携しながら誘致活動を強化するとともに、企業の活性化を図るため、誘致企業が行う新たな設備投資への奨励金の交付を引き続き実施してまいります。

また、長引く不況のもと、中小企業の経営安定化を図るため、町融資制度を活用した中小企業に対する2%分の利子補給並びに融資保証料の補給についても継続してまいります。

商業の振興ですが、今年度開発した「美郷まんま」、「美郷たぬ中」のお土産品の取扱店の拡大を図るとともに、首都圏域で日本酒やサイダー、漬け物等美郷産品とともに、日常的な販売が促進されるよう、大田区での取扱店拡充や、各種商店街への美郷特産品コーナー設置を働きかけてまいります。

また、小規模な事業者の事業展開において、新規創業に要する設備費等や新たな雇用が見込まれる事業所の新設・増設に対し引き続き奨励金を交付するほか、消費者の利便性や購買意欲の喚起を目的に商業グループ等が行う事業に要する経費の助成を継続してまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、雇用情勢改善のため、緊急雇用対策として、町の業務11事業により新たに54名の雇用を確保し就業機会を創出するとともに、町の特産品開発を民間事業者に委託するふるさと緊急雇用再生臨時対策基金事業を通じ、雇用を創出してまいります。

また、求職者の就業機会向上と負担軽減を図るため、大曲仙北職業訓練協会が開催する各種講習会の受講費を町が負担するなどの取り組みを継続してまいります。

次に、「第7章 安全で安心できるまちをめざして」についてご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、平成20年度から取り組んでおります防災まちづくり推進事業については、さきに述べた防災行政無線整備に加え、防災資機材積載車3台の配置や格納庫3棟の建築、避難場所表示板の設置、多目的スペース1カ所の整備などをもって事業が完了いたします。今後、災害等緊急事態に備え、具体的な運用を図ってまいります。また、防火体制の充実を図るため、3カ所に防火水槽を整備してまいります。

交通安全の推進ですが、チャイルドシートの装着率向上のため、購入費用の一部補助を継続するほか、関係機関との連携、協力のもと、交通安全意識の啓蒙や交通安全施設の整備、維持管理に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、通学路を重点に防犯灯60基を新設するほか、防犯指導隊、交通指導隊、子ども見まもり隊、防犯協会や更生保護団体等の自主防犯活動を推進するとともに、関係団体・機関との情報共有を図り、防犯活動を実施してまいります。

次に、「第8章 町民主体のまちをめざして」についてご説明いたします。

信頼され親しみのある行財政運営の推進ですが、公共施設の効率化に向けて図書検索システムの配置を踏まえた図書館機能の一元化に着手するとともに、町有林42ヘクタールの除間伐の実施や処分可能な未利用資産の処分を推進し、歳入確保に努めてまいります。

また、複雑化する行政課題に的確に対応していくため、職員資質の向上に向けた県職員との合同研修や自主研修、職場内研修などのほか、県やほかの自治体との人事交流を継続してまいります。

住民参加の推進ですが、広報紙やホームページを通じて、町の課題や施策への取り組み状況などの情報の共有化を進めるほか、住民活動センター「みさぼーと」については、自立化に向けて

そのあり方を検討してまいります。

また、町民のまちづくりへの参画を推進する観点から、地域要望に応じ行政座談会などを開催してまいります。

情報化の推進ですが、町民のインターネット利用環境の利便性向上を図るため、通信事業者に対し光ファイバーによる情報通信基盤の整備と、そのエリア拡大の早期実現を強力に働きかけるとともに、町が主体となって事業実施する方法について検討してまいります。

また、ことし7月の地上デジタル放送への円滑な移行を促進するため、関係機関と連携し完全移行について周知徹底してまいります。

以上、平成23年度における町政推進についての基本的な考え方と主な施策の概要について申し上げます。

私は、これまで町政推進において、「理想をどう描き、現実をどう把握するか。そして、厳然としてあるその乖離をどういうプロセスで埋めるのか」ということを常に意識してまいりました。その乖離を埋めるための思慮と行動が具体の施策になるわけですが、その実践には、心地よい、あるいは痛みを伴う変化が必ず伴います。

そのため、これまで私は、町民各位の声は大切にしながら、こうした変化をできる限り何らかの手だてでお伝えし、その施策の趣旨と変化の内容を共有する意識で町政推進に努めてきたつもりです。また、議員各位とはこうした変化についてできるだけ協議を重ね、共通理解と共通認識のもとで一体感をもって施策展開に努めてきたつもりです。

これまで縷々説明させていただいた平成23年度の取り組みも、引き続きこうした基本認識と姿勢を大切に展開してまいりますので、望む美郷の理想像に着実に近づくため、町民各位にはできる限り幅広の立場でご意見をいただきますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き大所高所からのご協力とご指導をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針いたします。

○議長（高橋 猛君） ここで10分間休憩いたします。

（午前11時06分）

---

（午前11時16分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎陳情第1号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### ◎陳情第2号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第2号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第2号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### ◎陳情第3号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第3号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第3号については、教育民生常任委員会に審査を付

託することに決定しました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第1号についてご説明をいたします。

2ページ、専決処分書をお願いいたします。

1月17日の美郷町上深井飯詰コミュニティセンターにおいて発生した車両破損事故について、2月10日に示談が成立、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\*\*\*\*\*の\*\*\*\*\*さんで、事故の概要は、飯詰コミュニティセンターの体育館の屋根に積もった雪が体育館前に駐車していた車両に落下し、ルーフパネルを破損したものでございます。

2月10日に、3の損害賠償額及び和解の要旨は記載の内容で示談が成立してございます。

なお、損害額については、保険の査定が2分の1でございましたので、残り2分の1について、今回の補正に賠償金として計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第2号について説明をいたします。

4ページ、専決処分書をお願いいたします。

1月23日に、美郷町六郷の国道13号線において発生した車両破損事故について、2月22日に示

談が成立、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\*\*\*の\*\*\*\*さんで、事故の概要は、国道13号線の六郷字道尻を走行中の車両に、町指定文化財一里塚から雪塊が落下し、フロントガラスを破損したものでございます。

2月22日に、3の損害賠償額及び和解の要旨は記載の内容で示談が成立してございます。

なお、損害額につきましては、全額保険で対応となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第2号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第3号について説明をいたします。

6ページ、専決処分書をお願いいたします。

1月17日に、美郷町六郷のトレーニングセンターみさとにおいて発生した車両破損事故について、2月23日に示談が成立、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\*\*\*\*\*の\*\*\*\*\*さんで、事故の概要は、トレーニングセンターみさとのゴミ収集日に搬出作業をしていたところ、屋根から雪塊が落下し、ゴミ収集車のテールゲート上部を破損したものでございます。

2月23日に、3の損害賠償額及び和解の要旨は記載の内容で示談が成立しております。

なお、損害額については、保険の査定が2分の1でございましたので、残り2分の1について、今回、補正を計上してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第3号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

てを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第3号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について説明をいたします。

提案の理由は、北秋田市上小阿仁村病院組合が、平成23年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合格約を改める必要があるため、組合格約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8ページ、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約(案)並びに議案資料集1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体のうち、一部事務組合についての記載でございます。また、別表第2は、共同処理に係る公共団体について記載でございますが、それぞれの表から「北秋田市上小阿仁村病院組合」を削除するものでございます。

この規約の施行は、知事の許可を受け、平成23年4月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで議案第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合格約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合格約の一部変更について説明をいたします。

提案の理由は、平成20年12月26日付総務事務次官通知により、広域行政圏計画策定要綱は、平成21年3月末日をもって廃止になっていることから、現在策定中の計画の最終年度である平成22

年度末をもって大曲仙北広域市町村圏計画の策定及びこれに係る進行管理並びに連絡調整に関すること、こちらを削除しようとするものでございます。

また、県の研修等の研修内容の充実化、多様化及び構成市町村独自に研修会を開催している現状を踏まえ、組合市町の職員の共同研修に関すること、こちらの項目を削除するものでございます。

この削除に伴いまして、大曲仙北広域市町村圏組合格約にこちらを改める必要があるため、組合格約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

10ページの別紙、大曲仙北広域市町村圏組合格約の一部を変更する規約（案）並びに議案資料集3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第3条の第1号及び第4号を削除し、各号をそれぞれ繰り上げをするという改正でございませう。

この規約の施行は、知事の許可を受け、平成23年4月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第5号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第5号 町道の認定についてご説明いたします。

今回認定をお願いする町道は、仙南の金沢西根地区の圃場整備事業によりまして整備された道路のうち、西部地区と北部地区の116路線、総延長4万4,408メートルの町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回の認定は、圃場整備前の道路が面工事と一体的に整備され、新たに設置された道路を認定したもので、認定の基準は、原則として幅員が4メートル以上、起点または終点が町道及び県道に接続していること、町民の通行が見込まれること、従前の配置状況及び密度、総延長の増減などを考慮して認定してございます。

なお、議案の12ページから17ページに認定路線名を記載してございます。また、議案資料集の4ページに認定路線の位置図を添付してございますのでごらんいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第5号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第6号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第6号 町道の廃止についてご説明いたします。

今回廃止をお願いする町道は、仙南の金沢西根地区の圃場整備事業により、地区内の道路が整備されたことに伴い、西部地区と北部地区の90路線、総延長4万7,458.8メートルの町道の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の認定廃止により、路線数で26路線が増加しておりますが、総延長で3,050.8メートルが短くなってございます。

なお、議案の20ページから24ページに廃止路線名を記載してございます。また、議案資料集の5ページに廃止路線の位置図を添付してございますのでごらんいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第6号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由ですが、過疎地域の自立促進に必要な事業を追加するため、計画の一部を変更したく、提案するものでございます。

変更内容は26ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集6ページをごらんください。

追加事業は四つでありまして、下線部分が追加箇所でございます。

まず、第3章交通通信体系の整備、情報化及び知識間交流の促進の計画欄に、新たに事業名として電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設、事業内容に、情報通信基盤整備事業、光ファイバー通信網の整備、事業主体欄に美郷町を追加するものです。

次に、第4章生活環境の整備の計画欄に、事業内容として、消防車車両等負担事業、計画、ポンプ車5台、救助工作車2台、救急車5台、事業主体、大曲仙北広域市町村圏組合、備考欄に負担金を追加するものです。

次に、第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の計画欄に、事業内容として、認定こども園施設環境整備事業、認定こども園、六郷幼稚園・六郷保育園建築工事、事業主体欄に美郷町を追加するものです。

次に、第8章地域文化の振興等の計画欄に、事業内容として、文化財保存施設整備事業、坂本東嶽邸改修事業、事業主体欄に美郷町を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第7号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第8号 美郷町ペット霊園の設置等に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第8号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、近年のペットブームを受け、ペット霊園の設置や火葬業者がふえる傾向にあり、全国的にはこれに伴うトラブルも報告されております。現在、ペット霊園を規制する法律はなく、住宅地でも開設が可能なことから、生活環境あるいは公衆衛生上、周辺住民に悪影響を与える可能性があることから、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるように必要事項を定め、提案するものでございます。

別紙条例（案）をお願いいたします。30ページから33ページにかけてでございます。

条例の主な内容は、ペット霊園の設置、変更、廃止は許可制とする規定を第3条関係に定めております。

第4条には、設置場所の基準といたしまして、公園、学校、病院等の施設や住居から100メートル以上離れるなどの距離規定、距離基準、そして施設の基準として、周囲に塀、植樹、植栽等を設けることや、火葬を行う施設にあつては、火葬室等から外部が見えないようにするなどの基準などを定めております。

第7条から12条までは、報告や立ち入り検査に基づき、場合によっては改善勧告、改善命令、許可の取り消し、使用禁止命令など、町の指導を規定しております。

なお、本条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第8号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第9号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第9号美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案の理由は、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと等に伴い、関係規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

36ページの別紙美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）をごらんい

ただきたいと思います。

第2条から、12ページの第20条までの改正となりますが、この内容は、これまで非常勤職員については育児休業ができないものというような規定がされてきましたが、今回の改正により、非常勤職員に対しても任用の条件に照らして、育児休業を取得することができるようにするものでございます。そのための所要の改正をしているものでございます。

なお、現在、美郷町ではこちらに該当する非常勤職員はございません。

施行につきましては、平成23年4月1日からの施行となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第9号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第10号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

美郷町肉用牛導入基金条例の一部を地方自治法の規定に基づき別紙のとおり改正するものであります。

42ページをお開きください。

国の制度改正によりまして、国が出資した基金を、平成18年から5年間かけて返還するということございまして、基金の造成額、今年度国に返還する18万円を基金の額から減額した額に改正するものでございます。

条例第2条第1項中の基金の額816万円を798万円に改め、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、改正後の基金条例の内訳は、国が基金ゼロ、県が303万円、町が495万円という内訳になります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第10号の説明が終わりました。

---

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第11号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

議案書44ページの別紙をごらんいただきます。

内容につきましては、軽自動車税の減免申請書に記載する内容について改正をするものでございます。

現在、減免申請書には、申請者の方から満年齢の記入をお願いしておりましたが、記入を誤りやすいため、誤りを生じないように生年月日の記入へ改めたく、ご提案をさせていただくものでございます。

この改正につきましては、平成23年4月1日から施行することとしております。

なお、議案資料集14ページに新旧対照表を掲げてございますのでごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第11号の説明が終わりました。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第12号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第12号美郷町手数料条例の一部改正について説明をいたします。

提案の理由は、平成23年度に県から美郷町へ権限移譲をするに伴い、関係する手数料を徴収す

るための改正を提案するものでございます。

46ページの別紙美郷町手数料条例の一部を改正する条例（案）並びに議案資料集15ページ、新旧対照表をお願いいたします。

別表第1に、次の動物の飼養等から福祉までの7区分、12の手数料を追加するものでございます。こちらは県からの権限移譲につきましては、これまで57件の事務が移譲されております。平成25年度にはさらに25件の事務が移譲されることとなっており、今回、23年度から移譲になる25件の事務のうち、手数料の徴収するものを追加するものでございます。

なお、手数料の金額については、これまで県で規定されている金額となっております。

この条例は、平成23年4月1日からの施行となっております。

○議長（高橋 猛君） これで議案第12号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第13号 美郷町特別会計条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第13号 美郷町特別会計条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、これまで老人保健特別会計を設置しておりましたが、平成23年3月31日をもって設置期限が終了することになりますので、老人保健特別会計を廃止する必要があり、美郷町特別会計条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

改正条例は48ページにございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集17ページをごらんください。

第1条中第2号の老人保健特別会計の部分を削り、第3号から第6号まで1号ずつ繰り上げるものでございます。

第2条は、各号を繰り上げたことによりまして、第3号を第2号に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成23年4月1日であります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第13号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第14号 美郷町立学校設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。学務課長。

○学務課長（辻 一志君） 議案第14号 美郷町立学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、平成25年度に統合する美郷町立千畑地区小学校及び仙南地区小学校の校名決定に伴い改正したく、提案するものでございます。

50ページをごらんください。新旧対照表は議案資料集18ページにございます。

改正内容ですが、別表第1中の美郷町立千屋小学校、千畑南小学校、仙南東小学校、仙南西小学校、金沢小学校を美郷町立千畑小学校と美郷町立仙南小学校に改め、位置については、学校再編計画に従い、千畑小学校については、現在の千屋小学校の美郷町土崎字上野乙1番地4、仙南小学校については、現在の仙南中学校の美郷町飯詰字轄町26番1とするものでございます。

施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第14号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第15号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（小林宏和君） 議案第15号につきましてご説明いたします。

次のページ、52ページと議案資料集19ページをごらん願います。

トレーニングセンターみさとの円滑な運営に資するため、利用規定の一部改正でございます。

第9条につきましては、宿泊者の希望に添えるよう、利用時間の拡大を目的としております。

第16条につきましては、スポーツ施設と宿泊施設の利用料減免が混同しないよう、誤解が生じることがないように、ただし書き規定を加えるものでございます。

また、別表の大会規定料金の額の追加につきましては、各種全国大会クラスの大会規定料金はトレセン宿泊料金より高く設定されていることが多くあり、それに対応するための改正でございます。

平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第15号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第16号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

資料集の20ページをあわせてごらんください。

美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正でございます。次の別紙からごらんください。

これは、本条例第5条使用の許可に関する条項において、山本公園を利用するに当たっての申請から許可等に至るまでの具体的な手続、様式が明確に規定されていないことに伴う整備と、施設の管理運営上の観点から、別表に掲げるパークゴルフ場の利用できる時間区分について、8時30分から17時30分とあるものを、9時から17時とするものです。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第16号の説明が終わりました。

---

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第17号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第17号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、核家族化、高齢者世帯の増加など、少人数世帯の需要にこたえるため、指定ごみ袋に20リットルサイズを追加いたしたく、提案するものでございます。

内容につきましては議案資料集の新旧対照表でご説明いたします。資料集22ページをお願いいたします。

アンダーラインの部分が追加するものでございますが、20リットルサイズのごみ袋手数料を1枚当たり20円とするため、第31条第2項の「証紙の種類は」の次に、「20円」を加え、別表の一般廃棄物処理手数料を次のように改めるものでございます。

指定袋特大を75リットルとし、大を45リットル、今まで小としていたごみ袋を中、30リットルとし、新たに製作するごみ袋を小、20リットルとするものでございます。

また、燃やせないごみ袋につきましても、大を45リットル、小としていたものを中とし、30リットルとするものでございます。

また、粗大ごみにつきましては、区分の欄を粗大ごみ収集券、容積等の欄に1品目とするものでございます。

本条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第17号の説明が終わりました。

---

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第18号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第18号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

国の開発道路に関する占用料の徴収規則が改正されることに伴い、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものでございます。

別紙の62ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、全国的な土地価格の下落を受け、所在地区による道路価格の見直しが行われ、国の占用料が改正されたことに伴い改正するものでございます。

美郷町に該当する占用物件は、第2種電柱や電話柱で、占用料が約15%引き下げられることとなります。

法第32条第1項第1号の工作物は、電柱、電話柱、電線、変圧器などです。同じく第2号は、水道管、下水管などです。同じく第3号、第4号に掲げる施設は、鉄道、軌道、雪よけ施設などとなります。同じく第5号に掲げる施設は、地下街、地下室、通路、浄化槽などです。同じく第6号に掲げる施設は、露店や商品置き場などです。

今回の改正で本町に該当する物件は、本年2月末で、第2種電柱が4,382本、第1種電話柱が2,486本、N T Tの共架柱が1万4,584メートル、管路が2万2,919メートルとなっております。

また、議案資料集の23ページから28ページに新旧の占用料を対比してございますので、後でござらんいただきたいと思っております。

なお、本条例の施行につきましては、4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで議案第18号の説明が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

(午後0時00分)

---

(午後1時00分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

資料集の最後、29ページとあわせてごらん願います。

美郷町特定地区公園条例の一部改正でございます。これは、町内にある特定地区公園のうち、大台野広場に関するものでございます。

本条例第9条に関する条項のうち、第2項では、別表3を設けて各施設の供用時間を定めているところでございますけれども、このうち大台野広場のグラウンドゴルフ場、パーク・マレットゴルフ場、多目的運動広場及び管理棟の利用できる時間につきまして、施設の管理運営上の観点から、午前8時半から午後5時半までとあるものを午前9時から午後5時までとするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第19号の説明が終わりました。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第20号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、議案第20号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成23年度において、これまでの簡易水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、一般会計から繰り入れし、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な用途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第20号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成23年度において、これまでの下水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、一般会計から繰り入れたく、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な用途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第21号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第30、議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成23年度において、これまでの農業集落排水事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、一般会計から繰り入れたく、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な用途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第22号の説明が終わりました。

---

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第23号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第23号 平成22年度一般会計補正予算第10号についてご説明します。

82ページをお願いします。

第2表継続費補正から順次説明いたします。

継続費の変更であります。8款4項防災行政無線整備事業の平成23年度分の事業費を4,407万1,000円増額変更するものです。試験放送で放送難聴と想定される地域を解消するため、子局数を16カ所増設するものでございます。

83ページ、第3表繰越明許費の追加補正であります。2款1項総務管理費の地域活性化交付金事業ですが、国の交付金を活用し、今回の補正に計上しており、平成23年度事業の前倒しを基本としている事業であります。

3款2項児童福祉費の子ども手当システム改修費ですが、子ども手当制度の改定に伴い、平成23年6月交付のためのシステム改修費を繰り越しとするものです。

8款2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業ですが、道路計画において用地関係者からの同意を得るのに時間を要したため、工事の年度内完成が困難となり繰り越しとするものです。繰り越し総額は2億9,484万円となります。

84ページですが、第4表債務負担行為の追加補正であります。こちらは、農業経営基盤強化資金利子助成費補助金でございます。今年度の借入額が確定したことにより、利子補給分を債務負担とするものです。期間は、平成23年度から平成41年度までとし、限度額を102万円としております。

85ページですが、地方債の変更補正であります。それぞれの事業費の確定により借入額を変更するもので、限度額を変更する補正であります。詳細につきましては歳入でご説明いたします。

○**税務課長（小原隆昇君）** 88ページをお開きいただきます。

歳入について引き続きご説明を続けさせていただきます。

1款2項1目固定資産税につきましては、前年度に比べ減免の申請件数、金額とも増加したため、所要の額の補正をお願いするものでございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 9款地方交付税の普通交付税ですが、5億3,570万7,000円を補正しております。今回の補正で留保しておりました普通交付税の全額を補正したことになります。

○**福祉保健課長（右谷康一君）** 11款1項1目1節は、老人保護施設措置入所者の減による補正でございます。

○**幼児教育課長（泉谷隆雄君）** 同じく2節でございますが、保育料の保護者負担分でございます。途中入園に伴う増額、所得階層の実績見込みによる増額補正でございます。

○**社会教育課長（小林宏和君）** 続きまして、12款1項1目2節でございます。南運動公園の使用料の実績による増額でございます。

続きまして2目1節、これは中央ふれあい館の浴場使用料の実績に伴う減でございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 3目1節の環境衛生使用料ですが、墓地公園2件の新規貸し付けがあり、永代使用料を増額するものでございます。

○**社会教育課長（小林宏和君）** 4目1節につきましては、ふれあいセンターの実績見込みによる減でございます。

○**建設課長（照井智則君）** 5目1節観光使用料ですが、カントリーパーク及びあったか山グラウンドゴルフ場の使用料です。これは実績により減額補正するものでございます。

同じく6目1節住宅使用料ですが、滞納繰越分として18件の徴収実績に基づき、増額補正するものでございます。

次に、2節道路使用料ですが、道路占用料の徴収実績に基づき、増額補正するものでございます。

○**幼児教育課長（泉谷隆雄君）** 7目1節でございますが、こちらは幼稚園の授業料で、保護者の所得結果に基づき、減額補正になったものでございます。

○**社会教育課長（小林宏和君）** 同じく2節社会教育施設の使用実績による補正でございます。

同じく3節、これは社会体育施設の使用実績による補正でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項2目1節墓地公園管理手数料ですが、2件の新規貸し付けがあり、管理手数料の増額を行うものでございます。

同じく2節清掃手数料ですが、ごみ袋の販売実績見込みによる減額でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 90ページになります。

13款1項1目1節保険基盤安定負担金、これは額の確定によるものでございます。

5節子ども手当負担金は、対象者を精査した上、負担区分ごとに計上してございます。

○学務課長（辻 一志君） 2目1節の中学校費負担金ですけれども、統合中学校の増築に対する22年度分の国庫負担金が確定したことに伴い、補正するものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 2項1目1節地域生活支援事業費補助金は、追加内示による事業確定によって補正してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく3目農林水産業費国庫補助金であります。美しい森林づくり基盤整備交付金であります。当初計画では16.93ヘクタールの計画をしてございましたが、国の内示によりまして5.52ヘクタールしかできませんでした。実績による減額でございます。

○商工観光交流課長（池田茂碁君） 4目1節商工振興費補助金ですが、これは街なみ環境整備事業の実績が確定したことによる減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 5目3節住宅建設費補助金、4節の住宅管理費補助金は、公営住宅の適切な維持管理のための補助金で、額の確定により減額補正するものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 6目1節の小学校費補助金及び2節の中学校費補助金ですが、実験器具や模型などといった理科教材について、国の補助対象となったことにより補正するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 7目1節でございます。こちらは地方活性化事業として二つの交付金が新たに交付されたことによるものでございます。

一つ目のきめ細かな交付金は、今年度新たに創設された地域活性化交付金で、地方単独事業のうち、国の成長戦略の推進のため、五つの分野に関連する事業の実施に対し交付されるもので、交付金の限度が1億7,548万4,000円でございます。

次の住民に光をそそぐ交付金でございますが、こちらは、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられなかった分野の事業を行うことを目的に新たに創設された交付金で、交付金の限度額でございますが、当初1月の政策等意見交換会の方で3,198万4,000円というふうにお知らせしてございましたが、その後、二次配分がございまして、2,035万6,000円の

追加があり、総額で5,234万円の交付金となっております。

次の3項1目3節の参議院議員選挙委託金でございますが、こちらは実績による減額でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 14款1項1目1節の保険基盤安定負担金は税軽減分、支援者分とも額の確定によるものでございます。

5節の子ども手当負担金は対象者を精査した上の補正でございます。

2項2目2節老人クラブ助成費補助金は交付決定によるものでございます。

その次の小規模介護施設等緊急整備事業費補助金は補助金の単価アップによる増額補正となっております。

3節子ども手当システム改修費補助金は制度改正によるシステム改修の費用に対する補助金でございます。

3目1節保健衛生総務費補助金は事業の精査によるもので、子宮頸がん等ワクチン接種率を50%に引き上げるための補正となっております。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） その上の3節の児童福祉費補助金のすこやか子育て支援事業補助金でございますが、こちらは精算見込みによる減額でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 4目1節緊急雇用事業費補助金でございますけれども、これは緊急雇用創出事業費補助金に係る事業が確定したことによる減額でございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 92ページをお願いします。

県補助金ですが、2項1目1節農業委員会補助金ですが、額の確定による減額をするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2節であります。農業振興費補助金、農業夢プラン応援事業補助金であります。これは実績によるものです。この減額の主な理由といたしましては、枝豆事業、それから新規需要米の事業に移行したためでございます。

それから、同じく中山間地域等直接支払交付金ですが、これは国・県の負担割合の変更により増額するものでございます。

その下、農業経営基盤強化資金等利子補給費補助金、農業近代化資金利子補給費補助金、これは実績によるものでございます。

それから、農業生産施設等復旧対策事業費補助金ですが、県で、今議会で今年の豪雪による災害復旧に補助金を計上してございます。町といたしましては、被害総額3,354万円と見込ん

でございます。その2分の1を県の補助金として予算計上してございます。

それから、3節農業整備費補助金であります。これは、農地・水環境整備向上活動推進交付金の事務費の実績でございます。

同じく5節林業費補助金、森林整備活性化活動支援事業交付金であります。これも実績によるものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく6目1節河川総務費補助金でございますが、河川愛護会の活動に対する補助金で、県の補助基準の変更により減額するものでございます。

2節住宅費補助金でございますが、一般住宅の耐震改修等の実績に基づき、減額補正するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 3項1目4節の統計調査費委託金ですが、委託額の確定によるものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 次の6節及び次の2目から6目までと、7目の4節につきましては、県からの権限移譲による交付金の確定によるものでございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 93ページをお願いします。

上から3行目、7目2節、これにつきましては谷地中遺跡の今年度の調査業務完了に伴う減額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、15款1項1目1節でございますが、こちらは罐田の旧総合保健事業団、県南健診センターを6月17日にみさとマーク株式会社の方へ貸し付けたことによる貸付料を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2目利子及び配当金ですが、基金の利子の実績見込みと、東北電力の配当金確定によるものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 次の2項1目不動産売払収入でございます。初めに、土地の売払収入でございますが、こちらは遊休地8件分の売り払い分866万618円がございました。当初200万円を計上しておりましたので、その差額を追加計上するものでございます。

次に、立木の売払収入でございますが、こちらは仏沢地内町有林の保育間伐による立木の売り払いによる収入が278万8,833円であり、それを追加するものでございます。

同じく2目1節物品売払収入でございます。こちらは庁舎統合、それから学校統合による不用品34万6,606円、公用車4台分58万5,000円、こちらの売り払いをした実績を追加するものでございます。

それから16款1項1目1節でございますが、こちらは一般寄附金79万9,000円でございます。こちらは、2団体、1個人からの寄附を追加するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2目指定寄附金ですが、12月以降のふるさと美郷応援寄附金6件分でございます。

○福祉保健課長（福祉保健君） 17款1項1目1節老人保健特別会計繰入金は、特別会計の廃止に向けたもので、額の確定による補正でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 2項2目特別導入事業基金繰入金であります。特別導入事業の国庫返還分の増額でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目1節の百目木地区処分場基金繰入金ですが、今年度予定しておりました処分場閉鎖に伴う水質検査の一部を翌年度以降としたため、減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 19款2項1目町預金利子ですが、預金利子の実績見込みによるものでございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 4項受託事業収入でございますが、農林水産費受託事業収入の額の確定により、増額するものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 5項3目1節の給食費ですけれども、それぞれの施設における配給食の実績見込みにより、減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5目1節雑入ですが、まず増額部分について説明いたします。

市町村振興協会交付金については、市町村振興宝くじの収益金の交付が増額決定されたことによるものでございます。印紙等売りさばき収入については、証紙、印紙、切手の売払収入が伸びたことによる増額でございます。減額分につきましては、事業の確定や実績による減額であります。

続いて、20款1項の町債です。1目総務債ですが、公共施設再編事業の中央公園駐車場、連絡道路整備事業費が確定したことによりまして、合併特例債を減額するものでございます。

2目農林水産業債ですが、本堂城回地区の補助整備事業費の増加に伴う過疎債の増額でございます。

3目土木債ですが、防災まちづくり事業の確定による合併特例債の減額です。

4目消防債ですが、大曲仙北広域市町村圏組合における消防車購入に伴う負担金確定による合併特例債の減額でございます。

次のページ、5目教育債ですが、統合中学校の増築事業等の確定による合併特例債の減額でございます。

6目臨時財政対策債ですが、財源不足に対応する分のみ起債とすることとし、減額とするものでございます。

歳入は以上でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

97ページからでございます。初めに、各款項目の2節、3節、4節につきましては、職員の人件費でございます。育児休業等による減が主な内容でございます。それから3節の職員手当等につきましては、事業量の増、なお、2款1項1目3節の退職手当組合負担金につきましては、こちらは退職者の増による、その追加負担金分の増額でございます。

それでは、順次説明をまいります。

初めに、1款1項2目議会広報費でございますが、こちらは議会広報の発行の実績によるものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。こちらは、人件費及びその他一般行政費の実績による減が主でございます。

22節の補償補填及び賠償金でございますが、こちらは報告の方で専決処分の報告をしております飯詰コミュニティセンター、それからトレーニングセンターの落雪による車両の破損による賠償金でございます。計上は、2月15日現在での概算での計上となっております。

次に、2目の行政推進費でございます。こちらは、8節から、98ページの12節、それから14節につきましては協働参画のまちづくり事業として、みさぼーとの運営費について実績によるものでございます。

なお、8節、9節につきましては、学校支援での対応を行ったことによる減額となっております。

次に、13節の研修事業委託料でございますが、こちらは目標管理研修を人事評価につなげる研修の実施をしてございますが、その実績による減額でございます。

次に、5目の財産管理費でございます。庁舎管理と公用車管理等々の実績によるものが主なものでございます。

なお、15節の庁舎電気工事60万円の追加でございますが、こちらは教育委員会事務局の改編等により、課の配置の変更に伴う電気工事を3月31日までに実施することによる追加をお願いする

ものがございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 6目企画費の3節時間外の減額ですが、国勢調査委託金の増額に対応するため、目の組みかえによるものがございます。

7目電子計算費ですが、3節時間外は6目と同じ理由による目の組みかえ、13節、18節の減額は請負差額や事業の確定によるものがございます。

13節のLAN改修委託料は、庁舎内の課の配置がえに伴うネットワーク回線改修工事費、15節は、北学校給食センターのイントラ回線故障に伴いまして、光ケーブル敷設工事をする工事費でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 8目8節の報償費ですが、交通災害共済加入実績による減額であります。

19節はチャイルドシート購入費補助金の実績見込みによる減額でございます。

同じく9目の防犯対策費の11節ですが、防犯灯電気料の実績見込みによる減額です。また、豪雪による防犯灯の破損に対処するため、修繕の増額をお願いするものがございます。

11目消費者行政費の11節印刷製本費ですが、消費者被害防止パンフレット印刷実績による減額です。

○農政課長（深澤克太郎君） 12目交流促進事業費委託料であります。うりこめ美郷応援事業を農業振興センターの方に委託してございますが、関西方面の販売調査、それから販促キャンペーン、これが実施できなかったこと、また消費者産地ツアーの参加人数が減ったことによります減額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 13目の公共施設再編事業費でございます。こちらは、中央公園内の駐車場及び連絡道路及びプール解体工事等の事業完了による減額でございます。

次の15目地域活性化交付金事業でございますが、こちらは国の新成長戦略実現に向けた経済対策に基づき、その緊急経済対策として地域の目線に立った支援の拡充、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備の支援のための地域活性化交付金として、きめ細かな交付金、住民に光をそそぐ交付金、二つの交付金による事業でございます。総額で2億7,019万7,000円の計上でございます。

きめ細かな交付金事業としましては、新成長戦略の推進、加速のための事業として、地上デジタル化対応事業を初め2事業、910万7,000円、子育ての強化による安心の確保等のための事業として、六郷小学校環境整備事業を初め3事業、7,308万8,000円、地域活性化社会資本整備等のた

めの事業として、美郷町役場環境整備事業を初め13事業、1億3,546万2,000円、きめ細の事業費の総額は2億1,765万7,000円となっております。

次に、住民に光をそそぐ交付金事業としましては、知の地域づくり等の事業としまして、社会教育施設環境整備事業の中に図書館増築改修事業を3,944万円、ほかに図書館及び小中学校の学校図書充実のための図書購入費1,310万円を計上してございます。住民に光をそそぐ交付金事業は総額で5,254万円となっております。

なお、この事業につきましては、全額繰り越し事業とするものでございます。

以上でございます。

○**税務課長（小原隆昇君）** 2項2目賦課徴収費では、固定資産税標準地評価委託、国税連携に係るシステム修正委託、エルタックス導入委託の各事業が完了し、金額が確定したことによる減額でございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 3項1目戸籍住民基本台帳費の11節の食糧費、印刷費は、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

管理用消耗品と、12節の手数料は、住民基本台帳カードの発行申し込みがふえているため増額をお願いするものでございます。

18節の備品購入費は、契印機購入実績による減額です。

○**総務課長（小原正彦君）** 4項2目でございますが、こちらは選挙啓発のための費用が確定したことによる減額でございます。

3目、5目、次のページの6目につきましては、それぞれの選挙が終了したことによる実績による減額でございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 5項1目の統計調査総務費ですが、3節は2目への組みかえ、11節は実績による減額です。

2目基幹統計費ですが、3節は国勢調査委託金の増額に対応するため組みかえによる増額、11節、12節は実績による減額です。

○**社会教育課長（小林宏和君）** 3款1項1目、次の103ページをお願いします。一番上段でございますが、19節につきましては、団体から補助金辞退の申し入れがあり減額したものでございます。

○**福祉健康課長（右谷康一君）** 2目19節は、社会福祉法人水交会への負担金確定によるものでございます。

20節補装具給付金は実績見込みによる電動車いす2台分を補正してございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 続きますして、3目、最初に中央ふれあい館の補正をご説明いたします。

7節、11節、12節、13節の清掃委託料、14節、それぞれの減額につきましては管理実績によるものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 同じ3目の中の福祉保健課関係分を説明いたします。

13節委託料は、事業費の実績見込みにより補正するものでございます。

19節負担金補助及び交付金は事業の精査によるもので、小規模介護施設等の整備費補助金は補助金単価アップによる補正となっております。

20節扶助費は各支援事業の精算による補助でございます。

104ページをお願いいたします。

4目12節、13節委託料、それから19節負担金補助及び交付金につきましては、事業の確定によるものでございます。

28節繰出金、この中の国保特会の繰出金は保険基盤安定等の繰出金で、後期高齢者特別会計の繰出金は徴収事務費の確定によるものでございます。

続きますして、2項3目子ども手当でございます。13節委託料は、23年度の制度改正に伴うシステム改修の費用でございます。

20節は、事業主が負担する公務員分の子ども手当を減額するものでございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 5目の児童福祉施設費でございますが、こちらは保育園経費の実績見込みによる補正でございます。

3節につきましては、延長保育等によりまして不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

11節、14節につきましては、施設経費に不足が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

6目につきましては、放課後児童クラブに関する経費の実績見込みによる補正でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目11節ですが、書籍類が今後支出が見込めないため減額するものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 4款1項1目11節燃料費につきましては単価補正でございます。

印刷製本費は、健康手帳の作成実績によるものでございます。

19節は実績による減額補正となっております。

2目13節予防接種委託料は、高校生に対する子宮頸がんワクチン接種費用でございます。25%で見えておいたものを50%まで引き上げる補正でございます。胃検診から肺がん検診までは実績による減額補正でございます。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種につきましては、受診率を50%に引き上げるための補正となっております。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 3目の環境衛生費の11節につきましては、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

13節は、百目木地区処分場廃止に伴うもので、調査委託料は請負差額と、次のページでございます。環境水質調査分析業務委託料につきましては、水質検査の一部を翌年度以降に実施することとしたために減額するものでございます。

15節につきましては、事業完了に伴う減額でございます。

4目の水環境保全事業費の各節につきましては、事業完了に伴う減額でございます。

2項1目清掃費の各節につきましても実績による減額、あるいは今後支出が見込めないため減額するものでございます。

○**建設課長（照井智則君）** 同じく3項1目28節繰出金は、簡易水道事業特別会計への事業費の確定により減額補正するものでございます。

○**商工観光交流課長（池田茂基君）** 5款1項1目労働諸費13節でございますが、出稼ぎ健康診断委託料につきまして、受診者数が135人でほぼ確定しましたので減額するものでございます。

次に、2目雇用対策費の4節から14節でございますけれども、これは緊急雇用創出事業の実績が確定したことによる減額でございます。本事業は13事業にわたって行われ、42人を雇用してございます。

○**農業委員会事務局長（渋谷新一君）** 続きまして、108ページですが、6款農林水産費の3節職員手当等ですが、今後支払い見込みがないということで減額です。

それから13節、これは請負差額による減額でございます。

19節も精査による研修費の減額でございます。

以上です。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 同じく2目農業総務費であります。これは、食糧費実績による減額と、それから燃料費、これは燃料費の単価がアップした、高騰しているということで増額補正をお願いするものであります。

それから3目農業振興費であります。1節、2節、11節は実績による減額、また、12節の燃料費

につきましてはふれあいセンターの燃料費、これも価格上昇により不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

それから12節、13節、14節、これは実績による減額でございます。

それから19節負担金補助及び交付金であります。負担金、これは実績によるものでございます。中山間地域等直接支払交付金、これも実績によるものです。オペレーター育成事業補助金も実績によるものです。

水田農業激変緩和対策の補助金について、実績であります。この主な理由といたしましては、町単独で昨年、激変緩和のかさ上げをして予算化してございましたが、大豆の作付が減りまして加工用米の方にまわったというようなこともございまして、減額するものであります。

それからその下、美郷野菜販売応援事業激変緩和対策事業であります。これは野菜の関係で出荷助成をしてございます。野菜、花卉等の出荷助成、4月から10月までは2%という出荷助成をしてございますが、昨年の異常気象によりまして出荷が伸びなかったということで、実績による減額でございます。

109ページをごらんいただきたいと思えます。同じく19節新商品創出販売拡大新事業費補助金、これは実績によるものでございます。

4目美郷ブランド確立費であります。美郷産ゆうきで元気応援事業費補助金、これは堆肥購入に対する助成であります。ことしの豪雪等もございまして、3月までの予約の見込みが若干減少しているというようなこともございまして、減額でございます。

それからその下、夢プラン応援事業補助金であります。これも実績であります。55件の実績、1億950万4,000円の実績がございましたが、それに対する補助の減額でございます。

それから、販売拡大応援事業補助金、これは11月から3月までの加工品、野菜等の補助金で5%の補助金であります。昨年の夏の異常気象ということもございまして、冬場にシイタケの販売が大幅にふえているというようなこともございまして、増額をお願いするものでございます。

それから、農業生産施設等復旧対策事業費補助金、これは先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、県で2分の1、町で6分の1のかさ上げをしたく、豪雪に対する被害の補助金の増額をお願いするものでございます。

それから5目担い手対策費であります。8節、19節、これらはすべて実績によるものでございます。

それから6目農業振興施設管理費でございます。11節、13節、15節、これは実績並びに請負差額

の減額でございます。

7目畜産業費でございます。8節、13節、19節、これは実績によるものでございますが、19節の補助金であります。これは養豚の予防注射の本数がふえたということで増額をお願いするものでございます。23節、28節につきましては実績でございます。

それから8目農村整備費、110ページをごらんいただきたいと思います。

9節、11節は実績でございます。それから14節も実績でございます。19節の基盤整備事業地元推進団体補助金、これは下鍮田地区の圃場整備等についての補助金を計上してございましたが、まだ具体的な動きが見えていないということで減額するものがございます。

その下、仙北平野土地改良区経常費負担金は実績によるものでございます。

それから、新しく新農業水利システム保全対策事業地元負担金がありますが、これにつきましては、事業実施主体が県営事業ということで、平鹿地域振興局で県の事業をしてございますが、南旭川水系の基幹水利施設のストックマネジメント事業が平成21年からスタートしてございます。負担割合としては国が50、県が25、地元25%ということで事業実施してございましたが、21年から23年の事業ということで、21年度、地元横手市さんの方ではその事業費の10%負担しておったわけですが、22年度に入りまして、美郷の下夕堰の改修ということがございまして、市町村間の足並みをそろえるということもございまして、年度末であります負担をお願いしたいという要望がございました。横手市さんの方では既に負担を決定しているということで、足並みをそろえるということで、この141万円を増額補正するものでございます。

その下、担い手育成基盤整備事業費負担金であります。これは本堂城回地区の圃場整備事業1億円の追加で補正がきております。それに対する町負担分でございます。県営事業、それから農地・水・環境保全事業、これらについては実績でございます。

それから2項1目林業費であります。これらにつきましてもすべて実績であります。負担金の美しい森林づくり基盤整備交付金につきましては、負担金の見直しによる減でございまして、2款1項5目13節の財産管理費委託料の方で委託するというので組みかえをしてございます。

以上です。

○建設課長（照井智則君） 建設課関係をお願いいたします。

111ページの11節の需用費、13節委託料は、農村公園施設の管理実績に基づき、減額補正するものでございます。

また、28節の繰出金は農業集落排水事業特別会計の事業費の確定により、減額補正するものでござ

ざいます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 続きまして、7款1項1目商工総務費ですが、県補助金の額が確定したことにより、財源の内訳が変わったものでございます。

次に、2目商工振興費19節の企業誘致奨励金でございますが、奨励金の額が確定したことによる減額でございます。

次に3目観光費、11節の修繕料でございますが、今冬の雪により観光情報センター屋根が損傷したことから、所要の修繕料の追加をお願いするものでございます。

次に、19節景観推進整備事業補助金ですが、歳入でもご説明申し上げましたが、街なみ景観推進整備事業、いわゆるファサード事業が確定したことに伴う減額でございます。

続いて、4目温泉施設費7節賃金は、雁の里温泉の源泉不具合などで緊急出勤などありまして、事務補助員の賃金に不足が出たことによる経費の追加をお願いするものでございます。

次の11節修繕料は、六郷温泉及び雁の里温泉、両敷地内の看板等が雪により損傷したことから、修繕に必要な経費の追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費でございます。上段は六郷温泉あったか山保養館の屋根が、これも雪により損傷したことによるものでございます。通常の小破修繕よりも大きな手当が必要であるため、本費目に経費の追加をお願いするものでございます。

その下段は、湯とびあ雁の里温泉源泉に、この12月に設置しました3号源泉用水中ポンプの制御盤が損傷したことによる改修工事費でございます。原因は積雪により設備内の換気が十分に確保できず故障したものとわかっております。しかし、本来この設備は室外用であることから、施工業者と協議を行った結果、天災にも近いといった部分も考慮し、全体工事費のうち一部30万円を本町でも負担することといたしたく、予算の追加をお願いするものでございます。なお、復旧に際しましては今後の管理も考慮し、源泉機械室の室内に移設したいと考えておるところでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして8款の2項1目道路橋梁総務費の13節でございますけれども、13節は道路台帳補正の業務委託料、19節は負担金の額の確定により、それぞれ減額補正するものでございます。

同じく2目道路維持費7節の除草作業員の賃金、それから次のページの18節、27節は除雪ドーザー2台の購入費で、事業費の確定により減額補正するものでございます。

3節は、除雪における職員の時間外手当、11節は除雪車の燃料費、13節は除雪の委託料で、除排雪に伴う経費の補正でございます。2月の臨時議会では今後の出動を16回程度と想定し、その他の

除排雪経費を含めて補正をいたしました。その後、出勤回数は3回でございますが、道路や駐車場などの除排雪に経費を要すること、また、今後も6回の出勤を想定し、除排雪に万全を期するため補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正によりまして、今年度の除雪費予算の総額は2億6,788万3,000円となっております。

次に112ページの方をお願いいたします。

同じく3目道路新設改良費の11節需用費、13節委託料、15節工事請負費、17節、それから22節は、社会資本総合整備交付金事業の改良舗装工事22路線、町単独改良舗装路線6路線の事業費の確定により、減額補正するものでございます。

同じく4目橋梁維持費の13節委託料、15節工事請負費では、善知鳥川に係る向川原橋工事の事業費の確定により、減額補正するものでございます。

次に、3項1目河川総務費の15節工事請負費は、東ノ沢浚渫工事の事業費の確定により、減額補正するものでございます。

次に113ページをお願いいたします。

同じく4項1目都市計画総務費の1節報酬、11節需用費は、都市計画審議委員会の開催を必要とする案件がなかったため、減額補正するものでございます。

同じく4項2目都市公園費12節、15節は公園管理及び南運動公園の屋外相撲場鉄骨塗装工事の事業費の確定により減額補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目のまちづくり推進費の11節から17節は、飯詰駅前の多目的スペースの今年度事業の完了に伴う減額でございます。

18節は、防災資機材運搬車購入の請負差額による減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、5項1目下水道費28節繰出金は、下水道事業特別会計への事業費の確定により、減額補正するものでございます。

同じく6項1目住宅管理費の11節需用費は公営住宅の管理実績に基づく減額、13節は防災マップ作成委託料の額の確定による減額、19節は耐震改修に伴う補助金の支出がなかったため、減額補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 114ページをお願いいたします。

9款1項1日常備消防費の19節ですが、負担金の額の確定による減額でございます。

同じく2目につきましては、実績による減額でございます。

3目につきましては、11節燃料費は精査による減額と、光熱水費はポンプ格納庫の消雪に伴う電

気料の増額をお願いするものでございます。

4目水防費19節は、青い羽根募金協力団体交付金の実績に基づく減額でございます。

同じく5目災害対策費19節は、自主防災組織活動補助金及び住宅火災警報器設置補助金ですが、補助金申請実績に基づく減額でございます。火災警報器につきましては、平成23年5月31日までと設置が義務づけられていることから、町民に対しまして広報、お知らせ版、それから全戸配布のパンフレット、また、消防団でのチラシ配布など啓蒙を図ってまいりましたが、推計設置世帯は現在2,300世帯、34%ほどとなっております。

以上でございます。

○学務課長（辻 一志君） 10款2項1目11節の修繕費ですが、千屋小学校グラウンドの東屋が雪害により倒壊したため修繕するものでございます。

13節設計管理委託料は、六小の改修設計の請負差額でございます。

18節の学校備品ですが、教材備品の請負差額の減額によるものでございます。

次に、中学校費の12節手数料ですけれども、各中学校で保管されていた旧型のパソコンを処分するための手数料でございます。

また、18節につきましては、学校備品の請負差額による減額でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 4項1目幼稚園費でございますが、3節の時間外勤務手当につきましては、延長保育等により不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

11節、14節は実績見込みによる補正でございます。

○社会教育課長（小林宏和君） 5項1目1節から、次の116ページをお願いいたします。

1節から19節におきましては、各種生涯学習教育事業の完了、精査見込みによる減額となっております。

2目図書管理費でございますが、独立していた図書システムが学友館の図書館に集約されたための13節、14節の減額でございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。現在実施中の遺跡調査事業8地区の今年度分事業完了に伴う4節から14節の減額でございます。その中で、11節の修繕料につきましては、飯詰堅穴群の東屋屋根が雪害により壊れたため、修繕の経費を計上してございます。

続きまして、4目社会教育施設でございます。公民館や交流センターにおきまして、11節燃料費は灯油価格変動によるもので、増額をお願いしております。光熱水費は不足が見込まれております。修繕費につきましては、雪害による坂本東嶽邸の軒先修繕の経費を計上してございます。

13節は公民館外装検査の実績による減額でございます。

14節につきましてはコピー機の使用料、それから下水道使用料に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

6項1目8節から19節におきまして、各種生涯スポーツ事業の完了と精査見込みによる減額をしてございます。その中で19節スポーツ振興事業団の今年度の決算見込みがございまして、それに伴う補助金を減額してございます。

続きまして、2目でございます。体育館等におきまして、7節は施設管理の実績による減額です。

11節は灯油価格の変動による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

修繕料につきましては、雪害によるプールパークの日よけテントの骨組みが壊れましたので、その修繕経費をお願いするものでございます。

13節から18節までの減額は精算見込みによるものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 3目学校給食費の11節給食材料費ですけれども、学校行事等により欠食が生じたため、減額するものでございます。

その他の減額につきましては、北給食センターの改修工事について請負差額や事業費の精査による減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款1項1目元金ですが、繰上償還額の確定による減額です。

13款2項1目基金費ですが、公共施設整備基金、減債基金、ふるさと美郷子ども育成基金にそれぞれ積み立てるものでございます。公共施設整備基金については、今度の公共施設再編や学校施設再編等の財政需要に対応するため、減債基金については基金の利子相当分を積み立てるもの、子ども基金については、これまでの寄附金と利子相当分を合わせて積み立てるものでございます。

14款の予備費ですが、平成23年度当初予算で繰越金を1億円予算計上しておりますので、対応相当分を繰越財源として補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ここで10分間休憩いたします。

（午後2時05分）

(午後 2 時 1 5 分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これで、議案第23号の説明が終わりました。

---

◎議案第 2 4 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第24号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第24号についてご説明いたします。

今回の補正は、国庫負担金、交付金等の確定によるもの、また、前年度の精算として療養給付費負担金等の返還がその主な内容であります。

歳入よりご説明いたします。131ページをごらんください。

3款2項1目2節特別調整交付金は、平成23年度からレセプト電算化に対応できるシステム更改に要する事業費の交付金が主なものでございます。

3目1節出産育児一時金補助金は支給者の増が見込まれるため補正してございます。

4款1項1目2節過年度分は退職者医療交付金の精算でございます。

9款1項1目一般会計繰入金は繰入額の確定による補正でございます。

133ページ、歳出であります。

1款1項2目19節国保連合会負担金はシステム機器更改に要する費用でございます。歳入と裏表の支払いでございます。

2款1項1目は財源内訳の組みかえとなっております。

4項1目19節は出産育児一時金の支出予定者の増によるものでございます。

11款1項3目23節は過年度精算による返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

12款予備費は今回補正の調整をしたところでございます。

国民健康保険特別会計の補正は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第24号の説明が終わりました。

---

◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第25号 平成22度美郷町老人保健特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第25号についてご説明いたします。

今回の補正は、交付金と医療費の確定見込みによる補正でございます。

本会計は今年度で廃止となるため、繰越金を出さない補正となっております。

歳入からご説明いたします。141ページをごらんください。

1款1項1目、2目は確定見込みによる補正となっております。

2款国庫支出金、3款県支出金は額の確定見込みによる減額補正でございます。

6款2項1目につきましても確定見込みによる増額補正でございます。

次は142ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目、それから2目、3目は確定見込みによる減額補正でございます。

2款2項1目28節繰出金は一般会計への繰出金となっております。

老人保健特別会計の補正の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第25号の説明が終わりました。

---

◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第26号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第26号についてご説明いたします。

149ページをお願いいたします。

初めに、歳入1款1項1目1節加入者負担金は、六郷東部地区及び仙南中央地区の28戸の新規加入者の実績に基づき減額補正するものでございます。

2款1項1目1節現年度分は、水道加入1世帯当たりの水道使用料の実績が減少したことにより、実績に基づき減額補正するものでございます。

2節滞納繰越分は、徴収実績による増額補正でございます。

同じく、2項1目1節指定手数料は、指定給水措置工事業者の指定手数料の実績により増額補正するものでございます。

2節検査手数料は検査の実績に基づき増額するものでございます。

3節督促手数料は徴収実績による増額補正でございます。

5款1項1目1節は、事業費の確定に基づき一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

続きまして150ページをお願いいたします。

同じく2項1目1節簡易水道事業基金繰入金は、千畑中央地区の揚水試験や施設管理費の額の確定に基づき、簡易水道事業基金からの繰入金を減額補正するものでございます。

7款3項2目2節は、昨年4月の落雷による天神堂浄水場の機器修繕に対する保険金の受け入れ額でございます。

続きまして151ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目3節は、豪雪により給水管の破裂などが多発し、時間外勤務手当に不足を来したため、増額補正でございます。

9節は、実績見込みにより減額補正するものでございます。

13節は、電算の保守及び水道メーター器検針委託料の実績に基づき減額補正するものでございます。

19節は、実績見込みにより減額するものでございます。

2項1目7節賃金は、配水池及び給水機器機械の監視人賃金の額の確定により減額補正するものでございます。

12節は手数料の支出見込みにより減額補正するものでございます。

13節、14節、15節は、施設管理費の事業の確定及び今後の支出見込みにより減額補正するものでございます。

続きまして152ページをお願いいたします。

3項1目13節委託料は、千畑中央地区の揚水試験の額の確定により減額補正するものでございます。

2款1項1目でございます、これは財源の組みかえで総額には変更ございません。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第26号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第35、議案第27号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第27号についてご説明いたします。

初めに、159ページ、第2表地方債の補正についてご説明いたします。

第2表地方債の補正でございますが、秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区の事業費の確定に伴い、流域下水道事業債の限度額を240万円減額するものでございます。

続きまして、162ページをお願いいたします。

歳入2款2項1目1節指定手数料は、業者指定登録料の実績により増額補正するものでございます。

3款1項1目1節は、一般の管理費及び施設管理費の減額に基づき、一般会計からの繰入金減額補正するものでございます。

5款1項3目1節過料は、下水道への無許可接続事件が1件あり、過料を増額補正するものでございます。

6款1項1目1節流域下水道事業債は、流域下水道事業大曲処理区の事業費確定により、借入予定の起債額を減額補正するものでございます。

続きまして163ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目8節報償費、12節役務費は、今後支出見込みがないため、減額補正するものでございます。

19節は下水道接続工事費の補助金で、今年度の申請件数12件、今後の実績見込み等により減額補正するものでございます。

27節は、消費税の額の確定による減額補正でございます。

同じく2項1目11節は、光熱水費と修繕費、13節の下水道施設保守管理業務の委託料で、施設管理の実績及び支出の見込みにより減額補正するものでございます。

同じく3項1目19節は、流域下水道事業大曲処理区の事業費の確定により、負担金を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第27号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第36、議案第28号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第28号についてご説明いたします。

171ページをお願いいたします。

歳入2款1項1目1節現年度分は、加入者の戸数が前年度より24戸ふえ、処理水量が増加したことにより、料金収入を増額補正するものでございます。

4款1項1目1節は、施設管理費の減額に基づき、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に172ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目11節需用費、12節役務費は、今後支出が見込めないため減額補正するものでございます。

19節は、集落排水接続工事の補助金で、今年度の交付件数は2件ですが、今後の申請見込み等により減額補正するものでございます。

27節は消費税の確定による減額補正でございます。

同じく2項1目12節は、水質検査の委託料、13節終末処理場の保守点検委託、15節機械器具設

備工事、18節水道メーターの購入において、事業費の確定及び今後支出が見込めないため減額補正するものでございます。

2款1項1目元金は、財源組みかえで、総額に変更はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第28号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第37、議案第29号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第29号についてご説明いたします。

今回の補正は徴収経費の確定、広域連合納付金の確定見込みによる補正がその主な内容となっております。

歳入から説明いたします。181ページをお願いいたします。

1款1項1目、2目は保険料額の確定による減額補正でございます。

3款1項1目1節は徴収事務経費の確定による補正でございます。

182ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目は徴収経費の確定による減額補正でございます。

2款1項1目19節は、広域連合納付金の確定による減額補正でございます。

4款予備費は歳入歳出を調整したものでございます。

後期高齢者医療特別会計の補正は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第29号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 1 6 分)

